

相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定(案)について(概要)

【新型インフルエンザ等対策行動計画の策定経過】

- 平成25年 「相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画」の作成
- 令和6年7月 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定
- 令和7年3月 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定

「相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)は、本市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものであり、県行動計画等に基づき、改定を行うもの

【1.市行動計画の位置付け】

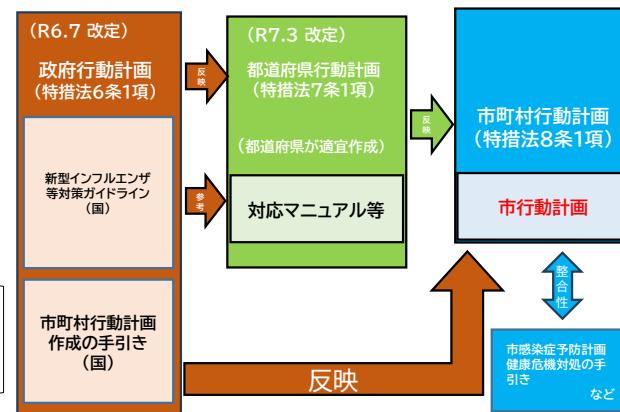
【改定経過】
政府行動計画:令和6年7月改定

県行動計画:令和7年3月改定

市行動計画:令和8年3月改定(予定)

※市行動計画について
作成 :平成25年11月

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)の制定に伴い、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に作成



【2.市行動計画の目的】

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

【3.新型コロナウイルス感染症対応における主な課題】

(1)平時の備えの不足	(2)変化する状況への対応の課題	(3)情報発信の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・主に新型インフルエンザを想定した計画 ・検査体制や医療提供体制の立ち上げ ・都道府県等との連携の課題 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変異等による複数の波への対応と長期化 ・対策の切り替えのタイミング ・社会経済活動とのバランス <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り科学的根拠に基づく情報発信 ・行動制限を伴う対策の意図などの伝達 ・感染症に係る差別・偏見等の発生 <p>など</p>

政府行動計画改定に当たっての対応

■平時の準備の拡充	■複数の感染拡大への対応	■情報発信の充実・強化
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実 ・全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期に複数の波が来ることも想定して対策を整理 ■対策の機動的切替え ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたりスクミュニケーションの在り方等を整理

【4.市行動計画の改定内容①】

<行動計画の対策項目>

- ・6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化 *朱書き:新設項目
- 特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について、従前の市行動計画から内容を充実

- | | |
|--|--------------------|
| ① 実施体制 | ⑧ 医療 |
| ② 情報収集・ 分析 | ⑨ 治療薬・治療法 |
| ③ サーベイランス | ⑩ 検査 |
| ④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション | ⑪ 保健 |
| ⑤ 水際対策 | ⑫ 物資 |
| ⑥ まん延防止 | ⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保 |
| ⑦ ワクチン | |

4つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化 *新設

- I 人材育成
- II 国と地方公共団体との連携
- III DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- IV 研究開発への支援

【5.市行動計画の改定内容②】

<改定前の計画との比較>

	平成25年 計画	令和8年3月改定計画(予定)
対象とする疾患	「病原性の高い新型インフルエンザ等」を念頭	「幅広い呼吸器感染症」を念頭
時期区分	「未発生期、海外発生期、県・市内未発生期、県・市内発生早期、県・市内感染期、小康期」の6期	「準備期、初動期、対応期」の3期
対策項目	実施体制等の「6項目」	「13項目」に拡充

<時期区分の比較>

(現行)発生段階	市内の状態	(改定)発生段階	市内の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	準備期	発生前の段階
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	初動期	国内外で、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
県・市内未発生期	市内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している段階		
県・市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 ・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 <p>※各時期に沿って作成</p>
県・市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

【6.今後のスケジュール】

- 令和7年12月15日から パブリックコメント(意見募集)の実施
- 令和8年1月21日まで
- 令和8年3月 市行動計画の改定